

令和元年 第17回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年12月2日（月）

午後1時30分から

場 所：八千代市役所新館6階第4会議室

八千代市選挙管理委員会

令和元年 第17回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市役所新館6階第4会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 江口修
	委員 内山仁	委員 廣川実
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 岡本浩
	主査 保田敦	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第4号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>第5号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>報告事項</p> <p>第1号 主権者教育について</p>	
6 閉会時刻	午後2時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は4名であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和元年第17回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、江口委員を指名します。</p>
周郷委員長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和元年12月2日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に登録しなければならないとされているところですが、同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、直後の休日以外の日に定めることができるとされております。</p> <p>つきましては、令和元年第8回八千代市選挙管理委員会で可決いただいておりますとおり、本日、12月2日付けで登録を行うものです。</p> <p>なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は平成13年9月3日から平成13年12月2日までに生まれた者、住所要件は令和元年6月2日から令和元年9月1日までに転入届出をし、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録された者であり、新規登録者数は、年齢到達者511人、転入者1,579人、合計2,090人となります。</p> <p>これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和元年12月2日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が408人、同条第2号事由である転出後4か月経過による抹消者数が1,563人であり、合計の人数は1,971人となります。 これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。 事務局より説明願います。

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和元年12月2日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数 3, 254人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 54, 231人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数 27, 116人</p> <p>本議案は、今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき、各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり、告示をすることになります。</p> <p>なお、「選挙人名簿登録者数」162, 692人をそれぞれ等分して少数点以下が生じた場合は、切り上げることとなっております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。

発言者	発 言 要 旨
	よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。</p> <p>令和元年12月2日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の4の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格は、年齢満18年以上の日本国民で、領事官の管轄する区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされております。</p> <p>つきましては、申請者の被登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり1名の方を登録するものです。</p> <p>これより、登録申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。</p> <p>令和元年12月2日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、議案の3名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。</p> <p>なお、令和元年第15回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、議案第4号で可決した1名を加え、この抹消する者3名を除いた登録者数は、男87名、女92名、計179名となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、報告事項第1号「主権者教育について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>選挙出前講座のさらなる拡充を図るため、11月26日火曜日、委員長、次長、担当の3人で、市内高等学校3校へ選挙出前講座実施の依頼に行ってまいりました。</p> <p>その件につきまして、ご報告させていただいたうえで、ご意見をいただきたく、付議させていただきました。</p> <p>詳細は、書記よりご説明いたします。</p>
次 長	<p>市内高等学校につきましては、県立高等学校3校、私立高等学校3校、高等部を有する特別支援学校1校、計7校あります。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>このうちの4校につきましては、選挙出前講座を実施しておりますが、まだ実施したことのない八千代高等学校、千葉英和高等学校、秀明八千代高等学校の3校に、委員長、担当、私の3人で実施の依頼に行ってまいりました。</p> <p>各学校では決められたカリキュラムがあるため、難しい部分もありましたが、現在実施している学校について、修学旅行の時期や期末試験の終了直後など、決まったカリキュラムから一時的に外れるタイミングで実施している例を挙げましたところ、そのようなタイミングの場合、実施できる可能性があるとのことでした。</p> <p>3校とも快く聞いてくださり、授業のタイミングを考慮しながらとの回答でした。</p> <p>3年生は受験も控えているため、難しい部分もあるのではと思いますが、高校3年間の内1回でも選挙出前講座を体験していただくことができましたらと考えています。</p> <p>選挙出前講座を1度も体験しないまま、選挙権を有するようになると、投票所へ行くことを億劫に感じる傾向となり、そのまま時間が経過し、ずっと億劫のまま選挙へ行かない状況となってしまうことも考えられます。</p> <p>このため、選挙出前講座は、出来る限りわかりやすい内容にしておりますので、実施させていただくことができましたらと依頼をいたしました。</p> <p>今後も、選挙権年齢に近い高校生を主体として考えておりますが、皆様のお手元にお配りした船橋市の主権者教育の資料にもありますように、船橋市は、教育委員会が主体となって、小中学校、市立船橋高等学校と高校生も含めて主権者教育に力を入れております。</p> <p>主権者教育は、どうしても教育委員会が主体となってくると思いますので、今後は、教育委員会へ投げかけをしながら、中学校、小学校へと対象を拡大していくことができましたらと考えております。</p> <p>先日、職場体験で、八千代特別支援学校の生徒に来ていただき、投票所物資の整理をしていただきました。</p> <p>このように、実際の投票とは離れたところでも、選挙に少しでも関わっていただくことが大切であると思います。</p> <p>今後は、特別支援学校だけにとどまらず中学校の職場体験などにも拡大していけましたらと思います。</p>
局 長	<p>特別支援学校の生徒には、投票所物資のトランクの中の整理、点検をしていただきました。</p> <p>また、投票箱の鍵の施錠確認、投票用紙交付機の確認もしていただきました。</p> <p>給食センターでは中学生に調理の体験なども実施しているようですので、同じように選挙に関することも体験していただけたらと思います。</p> <p>中学校の生徒会選挙時に選挙物資を貸し出しする際、貸し出しを</p>

発言者	発 言 要 旨
	するのみではなく、選挙出前講座までは出来ない場合でも、選挙啓発チラシを持参し見ていただくことなどで、現状よりも前に進むことができると考えております。
周郷委員長	これより報告事項第1号についてご意見等伺います。
周郷委員長	先日、事務局から依頼がありまして、市内高等学校へ選挙出前講座の依頼に行き、継続して取り組んでいただけるかをお話いたしました。 3年生は、どうしても受験の準備もあり難しい感触も感じましたが、選挙出前講座実施のお願いをしましてまいりました。 選挙管理委員会は直接的には学校教育に入ることはできませんが、今後も学校教育と連携していくことが大切であると思っております。
局 長	生涯学習部で様々な講座を開催しているため、登録し実施していくことを考えており、依頼もしております。
周郷委員長	以上で、報告事項第1号「主権者教育について」は終了いたしました。 本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
周郷委員長	この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
次 長	次回は、年明けの1月17日金曜日、福祉センター2階の第1会議室で開催を予定しております。
周郷委員長	これをもちまして、令和元年第17回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。